

別表第1（第2条関係）

道路横断方向の復旧幅

掘削の深さ	簡易舗装（厚さ5cm以下） 片側影響幅	高級舗装（厚さ5cm超） 片側影響幅
1.4m未満	40cm	60cm
2.1m未満	50cm	70cm
3.0m未満	70cm	90cm
3.0m以上	100cm以上	120cm以上
路盤影響幅	20cm	30cm

- 備考 1 復旧幅 = (掘削幅) + (片側影響幅 × 2)
 2 最小復旧幅は、1.4メートルとする。

別表第2（第3条関係）

道路縦断方向の復旧幅

復旧幅	適用
全幅	基点の位置が舗装幅員の半分（センターライン）を超えるとき。ただし、センターラインのある場合、又は舗装幅員4.8m以上である場合は、4分の3を超えるとき。
半幅	基点の位置が舗装幅員の半分（センターライン）以内であるとき。ただし、センターラインのある場合、又は舗装幅員4.8m以上である場合は、4分の1を超えるとき。
4分の1幅	センターラインのある場合、又は舗装幅員が4.8m以上である場合で、基点の位置が舗装幅員の4分の1以内であるときに適用することができる。
4分の3幅	センターラインのある場合、又は舗装幅員が4.8m以上である場合で、基点の位置が舗装幅員の半分（センターライン）を超え4分の3以内であるときに適用することができる。
路盤影響幅	横断方向と同様とする。ただし高級舗装で復旧幅と差がないときは、路盤の影響幅を減じて10cmの差をつけるものとする。

- 備考 1 最小復旧幅は、1.2メートルとする。
 2 歩道の復旧にあつては、舗装幅員にかかわらず全幅復旧とする